

ギルト

はじめに...

影舞はロボ聖紀C21内のギルドです。我々のギルドの加入条件は「[ギルド規則](#)」を遵守できる方を対象にしています。当サイトに記載した「[ギルド規則](#)」をお読み頂き、本条各条項を遵守できない方はご遠慮下さい。

ギルド加入のプロセス

原則として、ギルド加入までは下記のようなA B C D E F G Hのプロセスとなります。例外として、ギルドメンバーからの勧誘の場合や既知のユーザー様の場合は幾つかのプロセスを省略するケースがあります。その他、分からない事がありましたら、遠慮なくコメントをして構いません。

- A: **ギルド加入の申し出**
- B: **担当者面談**
- C: **実地テスト**
- D: **ギルドマスター面談**
- E: **オブザーバーギルド加入**
- F: **ギルド幹部会議の加入可否の決議(決定)**
- G: **決定の伝達**
- H: **ギルド加入**

A: ギルド加入の申し出

ギルドに加入したい者は「加入の申し出」を行わなければならない。申し出の方法は下記に記載したように と があります。どちらの方法でも構いません。その他、分からない事がありましたら、遠慮なくコメントをしてください。

ギルド規則第十六条に定めるギルドメンバーに加入の申し出をする。
[C21@影舞~掲示板](#)にて、ギルド加入手続きに加入したい旨の申し出(コメント)をする。

B: 担当者面談

ギルド加入したい方の申し出を受けた後、担当者とコンタクトを取って頂きます。面談の日時・場所の打合わせは「[C21@影舞~掲示板](#)」で行ってください。また、4の実地テストを行いますので、ご留意ください。

C: 実地テスト

一緒にギルドメンバーとプレイをしてもらう意味として実地テストという表現をさせてもらっています。所有ロボのパフォーマンスの良悪やスキルチェックをしているわけではありません。我々のギルドの一員として、協力・協調プレイが出来る方なのかそうでないのかを確認させてもらっています。なお、実地テストは数回に及ぶ場合がありますので、ギルドメンバーの者と「フレンド登録」させてもらうケースがあります。

D: ギルドマスター面談

実地テスト期間中、ギルドに加入したい者とギルドマスターが面談します。実地テスト中、ギルドマスターがプレイに参加する場合もあります。その際、ギルドマスターからいろいろと質問をすることがあります。質問事項はプレイ年数、課金・無課金の程度、ギルドの目的の中で何に興味があるか、未だに取得していないパーツがあるのか等々で差し支えの無い程度でお答え下されば構いません。

E: オブザーバーギルド加入

A B C Dを終了したギルド加入希望者は影舞OZ(オブザーバーギルド)へ勧誘され、一定期間経過した上(期間の長短は影舞内閣において判断)、本人の意思・ギルド規則の理解度・ログイン時間・ログイン数など諸事情を相互考慮し、F. ギルド幹部会議の加入可否の決議に進むこととなります。

F: ギルド幹部会議の加入可否の決議(決定)

現在、不定期ですが、ギルド幹部会議を行っています。この幹部会議にて、新規加入希望者の加入可否について審議が行われます。判断基準は 担当者面談、実地テスト、ギルドマスター面談の結果を総合的に考慮させてもらっています。その他、重要な要素としては「ギルド規則を遵守できる方で人柄・協調性・協力性などを有する点」を判断材料とさせてもらっています。例外としては一部の勧誘したユーザー様と既知のユーザー様について既にギルド内部の了承があった場合など決議が不要なケースがあります。

G: 決定の伝達

担当者面談を行った者から決議内容を伝達します。ギルド加入可否の決議・内容については新規加入希望者はその決定に従って下さい。決議内容がいかなるものであっても不服を申し立てることはできません(ギルド規則第十六条)。

H: ギルド加入

担当者のアテンドにより、ギルドマスターからC21ギルド機能の「ギルド勧誘」を行います。ギルド加入決定者はその勧誘があった場合、速やかに「承諾」してください。「承諾」が無い場合、加入可否を再審議したり、あるいは取り消すことがあります。

第十二条 (ギルドのオブザーバー制度)

当ギルドはオブザーバー制度により、組織の活性化と目的の補強を行うことができる。ギルド幹部会議は予め特別に認定された

ユーザーに対して当該ギルド(G)、及び連帯ギルドへオブザーバーとして招聘することができる。この場合、ギルド幹部会議はオブザーバーを所定の場所に開示しなければならない。なお、当該オブザーバーは当該ギルド(G)への入出は原則自由とする。但し、ギルド幹部会議は、当該オブザーバーに不適格事由がある場合、または第十七条に該当するような行為が認められた場合には入出を禁止することができる。ギルド幹部会議により、入出の禁止を受けた当該オブザーバーは不服を申し立てることはできない。

第一項(オブザーバーギルド)

ギルド規則第十二条により認定されたオブザーバーはギルド幹部会議の了承を得てオブザーバーギルドを結成する事ができる。この場合、オブザーバースターはギルド名称を予めギルド幹部会議に届け出をし了承を得なければならない。

第二項(オブザーバーギルドメンバー)

オブザーバースターはギルド加入手続きを行っているギルド加入希望者(ギルドメンバー希望者 = オブザーバーギルドメンバー)をオブザーバーギルドへ収容し影舞ギルドメンバーへ育成するものとする。なお、オブザーバースターの判断により、収容したギルド加入希望者一覧をギルド幹部会議に報告しなければならない。

第三項(ギルドメンバーへの転籍)

オブザーバーギルドメンバーはギルド幹部会議の決議により、影舞ギルド(影舞、影舞 など)へ当該オブザーバーの意思・ログイン時間・ログイン数・その他の諸事情を相互考慮し、オブザーバーギルドから影舞ギルドへ転籍するものとする。ギルドマスター、及びオブザーバースターはいずれの場合にも所定の場所においてオブザーバーであるか、あるいはギルドメンバーであるかを公開開示しなければならない。

第四項(オブザーバースターの欠員、オブザーバーギルドの解散)

オブザーバースターが引退や不適格自由があった場合、速やかに欠員を補充しなければならない。また、オブザーバーギルドの存在自由が無くなったとギルド幹部会議が決定した場合、オブザーバーギルドは解散しなければならない。

第十六条(ギルドメンバーの追加)

当該ギルドに加入したい者はその旨をギルドメンバーに申し出ることができる。その申し出を受けた当該ギルドメンバーは直属の目的担当者(責任者)、及び目的担当を補佐する者(補佐者)に申し出があった旨を上申できる。この場合、次回定例ギルド幹部会議にて加入の可否について協議する事とし、協議決定(加入の可否結果)を当該ギルドメンバー、及び加入希望者に伝達することとする。但し、加入希望者は、理由の如何を問わず、ギルド幹部会議の決定に不服を申し立てることはできない。また、ギルドメンバーは当該ギルドに加入させたい者が存在する場合、ギルド目的担当者、及び目的担当を補佐する者に対して加入申請することができる。その加入申請を受けた当該ギルド幹部は次回定例ギルド幹部会議にて加入の可否について協議する事とし、その協議決定(加入の可否結果)を当該ギルドメンバー、及び加入希望者に伝達することとする。但し、加入希望者は、理由の如何を問わず、ギルド幹部会議の決定に不服を申し立てることはできない。

[Back\(トップページへ戻る\)](#)



Copyright(c) 2006-2008 CyberStep, Inc. All Rights Reserved